

# 地方出土の古代木簡について

高 島 英 之

## 1 は じ め に

1928年、三重県柚井遺跡において日本ではじめての木簡の出土をみて以来六十余年、今日までに中近世を含む木簡の出土例は全国で500余遺跡、総点数にして20万点を越えるに至り、木簡はもはや日本史の史料として不可欠のものとなっている。<sup>(1)</sup>

この間、木簡に関する研究も2つの方面から進められてきた。<sup>(2)</sup>

すなわち一つは木簡を史料として利用した研究である。とくに古代の木簡は史料的に限界にきていた古代史研究に新たな活力を与え、その将来に無限の可能性を開くことになった。木簡を文献史料として利用する歴史研究ばかりでなく、用字法や字訓・文体等の面で木簡を素材とした国語学的研究、書風についての書道史的研究など、さまざまな分野でそれぞれ成果があげられている。また周知のように考古学の分野でも出土木簡の記載内容に拠って遺跡・遺物の性格や年代を推定するのに利用されている。

これに対しても一つが木簡そのものに関する基礎的な研究である。すなわち木簡の実物に即した、形態・法量・木取り・樹種・料材の製作技法・書蹟・書式等の諸点に関する研究や、木簡の用途と機能に関する諸問題、それに木簡の出土位置・層位・伴出遺物に関する検討、など木簡の史料的特性に立脚して解明すべき課題でいわば『木簡の史料学的研究』と称される分野である。

夙に指摘されるように木簡はごく少数の例外を除けばすべてが遺跡から出土した考古学的遺物であり、文献史料であると同時に出土品、それも木製品であるという史料的特性を有しているわけであるから、その出土状況や木製品としての属性に留意し、木簡そのものに関する種々の基礎的な検討を行ってこそ、はじめて歴史事象に関する研究の材料として有効に利用できるのである。<sup>(3)</sup> 小稿は、かかる木簡の史料学的研究の立場から、地方の遺跡から出土した古代の木簡について、主にそれらの用途と機能の面を中心に、ごく基礎的な諸問題について若干の検討を試みようとするものである。<sup>(4)</sup>

元来、私がこのようなテーマに取り組んだのも、律令国家の地方支配がいかなる形で行なわれていたかという点を、まさに律令税制や地方行政に密着した史料である木簡の検討を通して明らかにしたいと考えたことに発している。地方の遺跡から出土した古代の木簡はきわめて断片的なものではあるが、律令制下の地方行政の実態を直接うかがうことのできる好個の史料である。故にまず律令地方行政の諸様相を解明するための準備的な作業の1つとして木簡そのものに関する基礎的な検討を行う必要があると思われる。そして、地方の遺跡から出土した木簡を体系的に取扱うことによって、宮都遺跡出土の木簡とはまた異なったそれらの史料的特質が浮かび上ってく<sup>(5)</sup>

るものと考える。すなわち史料学的視座に立つ小稿の主眼とする点もまさにそこに存するわけである。

木簡自体はそれぞれにあまりにも断片的なものであり、得られた成果については期待されるべくもなく、甚だ物足りないありきたりの観察結果を報告せざるを得なくなつたのは遺憾である。地方木簡を概括するには未だ時期尚早というのが実情であり、小稿は現時点における特徴的な事項を整理したというにすぎない。しかしながら、たとえ結果がそうであったとしても、資料的に豊富であり、史料的利用という面ばかりでなく史料学的側面においてもとりあげられる機会の多い宮都遺跡出土の木簡に対置される地方遺跡出土の木簡についても、一定の類型を分類整理してみることは史料論としてあながち無意味なことはいえないだろう。地方出土の古代木簡は今日までに約130遺跡・8000点が知られる。ここではそのなかで判読・分類可能なものをとりあげ、木簡の用途別に分類・整理して、そのあり方について若干の見通しを述べることにしたい。<sup>(6)</sup>

なお小稿でとりあげた史料は1990年10月までに公表されたものに拠っている。

## 2 木簡の出土状況

古代木簡が出土した地方の遺跡は、現在までに報告されている限りで127遺跡を数える。<sup>(8)</sup> それらの遺跡を種類別に分類すると表1のごとくなり、官衙・寺院等の遺跡が約半数を占める。これは木簡出土遺跡の性格としては、予想されたとも当然とも言うべき見通しであった。なお、集落遺跡および性格不明の遺跡とされるなかにも、官衙などに関連する性格を有すると考えられるものがいくつか存在している。また、表1に掲げた遺跡は、必ずしも広範囲にわたる調査が行なわれ、遺跡の範囲や遺構群の構成が明確に把握されているものばかりでなく、少規模な発掘調査で何の遺構も確認できていないものや、遺跡のごく一部分が調査されたにすぎないものが多々存在している。つまり現段階では性格が不明である遺跡も今後の調査の進展いかんによってはそれが官衙域の一部ないし近接する場所である可能性を有するということである。またこれらの遺跡からは木簡以外にも墨書き土器であるとか陶硯、鎍帶、石帶、彩釉陶器、畿内産・畿内系土器などの特殊な遺物が出土している場合が多く、たとえ集落であったとしてもそれは地方官衙や寺院などと密接な関連を有する人々が居住したところであったと考えられる。要するに木簡が出土する遺跡とは、おおむね官衙や寺院などの公的性格を有する遺跡か、それらと密接な関連を有する遺跡であると限定してよい。

仕丁・役夫・兵士などの召喚状のごとき類の木簡は集落遺跡から出土する可能性があると思われるのだが、そのような事例を未だ聞かないところをみると、召喚状や請求文書のような木簡にはそのまま宛所で廃棄されずに宛所から人や物とともに再び差出にもどされ、差出者が記載事項に相違なく人や物が送られてきたかどうかをチェックするための資料となる、といった機能が存在していたことに因るのではないかと思われる。<sup>(9)</sup> また典型的な一般集落遺跡からの木簡の出土事例が皆無であることをみるならば、あくまでも木簡が律令文書行政のなかでのみその役割を果し

表1 地方の古代木簡出土遺跡

種類	遺跡名	所在地	備考	高畠庵寺	福岡県福岡市	
城 柵 跡	胆沢城跡	岩手県水沢市	鎮守府 陸奥国府・鎮守府 出羽国府？	三宅庵寺	福岡県福岡市	御原庵寺関連？
	多賀城跡	宮城県多賀城市		井上薬師堂遺跡	福岡県小郡市	
	秋田城跡	秋田県秋田市		じょうべのま遺跡	富山県入善町	
	払田柵跡	秋田県仙北町		高瀬遺跡	富山県井波町	
	城輪柵跡	山形県酒田市		東大寺領横江庄遺跡	石川県松任市	
國 府 跡 (含 推 定 地)	下野國府跡	栃木県栃木市	丹波國府推定地 第3次山城國府推定地	藤原宮西北隅井戸跡	奈良県橿原市	「弘仁」木簡
	尾張國府跡	愛知県稻沢市		手取清水遺跡	秋田県横手市	
	千代川遺跡	京都府亀山市		熊野田遺跡	山形県酒田市	
	百々遺跡	京都府大山崎町		平形遺跡	山形県藤島町	
	但馬國府推定地	兵庫県日高町		笛原遺跡	山形県米沢市	
	美作國府跡	岡山県津山市		三ツ寺II遺跡	群馬県群馬町	
	備後國府推定地	広島県府中市		小敷田遺跡	埼玉県行田市	
	周防國府跡	山口県周防市		多摩ニータクハ107遺跡	東京都多摩市	
	長門國府推定地	山口県下関市		宮久保遺跡	神奈川県綾瀬市	
	因幡國府跡	鳥取県国府町		北稻付遺跡	長野県更埴市	
	出雲國府跡	島根県松江市		曾根遺跡	新潟県豊浦町	
郡 家 跡 (含 推 定 地)	道伝遺跡	山形県川西町	出羽国置賜郡家？ 相模国鎌倉郡家 信濃国伊奈郡家？ 駿河国益頭郡家 駿河国志太郡家 遠江国佐益郡家 遠江国敷智郡家？ 〃 〃 伊賀国伊賀郡家 近江国蒲生郡家？ 河内国安宿郡家 播磨国明石郡家 但馬国城崎郡家 肥前国神崎郡家	発久遺跡	新潟県笹陣村	官衙か？ 官衙関連か？
	今小路西遺跡	神奈川県鎌倉市		高堂遺跡	石川県小松市	
	恒川遺跡	長野県飯田市		漆町西遺跡	石川県小松市	
	郡遺跡	静岡県藤枝市		大森鐘島遺跡	福井県清水町	
	御子ヶ谷遺跡	静岡県藤枝市		角谷遺跡	福井県三方町	
	坂尻遺跡	静岡県袋井市		瀬名遺跡	静岡県静岡市	
	伊場遺跡	静岡県浜松市		大沢遺跡	愛知県甚目寺町	
	梶子遺跡	静岡県浜松市		服部遺跡	滋賀県守山市	
	城山遺跡	静岡県可美村		川田川原田遺跡	滋賀県守山市	
	下郡遺跡	三重県上野市		西河原森ノ内遺跡	滋賀県中主町	
他 官 衙	勅学院遺跡	滋賀県近江八幡市		光相寺遺跡	滋賀県中主町	官衙関連か？
	摂津国鷲上郡家跡	大阪府高槻市		高溝遺跡	滋賀県近江町	
	丹明遺跡	大阪府柏原市		狐塚遺跡	滋賀県近江町	
	吉田南遺跡	兵庫県神戸市		永田遺跡	滋賀県高島町	
	福成寺遺跡	兵庫県豊岡市		杉垣内遺跡	三重県松坂市	
	吉野ヶ里遺跡	佐賀県神崎町		上田部遺跡	大阪府高槻市	
	生石2遺跡	山形県酒田市	城輪柵関連官衙 播磨国布勢駅家	大蔵司遺跡	大阪府高槻市	
	小丸遺跡	兵庫県龍野市		梶原南遺跡	大阪府高槻市	
	周防鑄銭司跡	山口県周防市		万町北遺跡	大阪府和泉市	
	大宰府跡	福岡県太宰府市		東郷遺跡	大阪府八尾市	
官 衙 関 連 遺 跡	市川橋遺跡	宮城県多賀城市		秋月遺跡	和歌山県和歌山市	官衙か？ 含祭祀遺跡
	新青瀬遺跡	山形県酒田市		祢布ヶ森遺跡	兵庫県日高町	
	下曾我遺跡	神奈川県小田原市		袴狭遺跡	兵庫県出石町	
	北土井下遺跡	長野県豊野町		福成寺	兵庫県豊岡市	
	秋合遺跡	静岡県藤枝市		鹿田遺跡	岡山県岡山市	
	御殿二之宮遺跡	静岡県磐田市		白坏遺跡	島根県太田市	
	鴨遺跡	滋賀県高島町		下川津遺跡	香川県坂出市	
	野畠遺跡	滋賀県大津市		前川遺跡	愛媛県松山市	
	郡家今城遺跡	大阪府高槻市		相田C遺跡	福岡県福岡市	
	出合遺跡	兵庫県神戸市		荒堅目遺跡	佐賀県神崎町	
寺 院 跡 ・ 寺 院 関 連 遺 跡 (含 推 定 地)	山垣遺跡	兵庫県春日町	但馬國府関連 安芸国安芸駅家関連	落合遺跡	岩手県江刺市	河川跡 性格不明 水田跡 性格不明 官衙関連か？
	川岸遺跡	兵庫県日高町		大浦遺跡	山形県米沢市	
	下岡田遺跡	広島県府中市		門田条里遺跡	福島県会津若松市	
	郡山遺跡方二町寺院城	宮城県仙台市		居村B遺跡	神奈川県茅ヶ崎市	
	国分境遺跡	群馬県群馬町		近岡遺跡	石川県金沢市	
	登国分寺寺跡	石川県七尾市		田名遺跡	福井県三方町	
	三小牛ハバ遺跡	石川県金沢市		神明原元宮川遺跡	静岡県静岡市	
	神照寺坊遺跡	滋賀県長浜市		池ヶ谷遺跡	静岡県静岡市	
	烟田廃寺	滋賀県近江八幡市		居倉遺跡	静岡県島田市	
	野瀬遺跡	滋賀県蒲生町		勝川遺跡	愛知県春日井市	
寺 院 跡 ・ 寺 院 関 連 遺 跡 (含 推 定 地)	野田地区遺跡	和歌山県吉備町		柚井遺跡	三重県多度町	性格不明 祭祀遺跡 水田跡 居館跡 河川跡 祭祀遺跡 湖底遺跡 性格不明 河川跡 性格不明
	長井遺跡	兵庫県姫路市		尾上遺跡	滋賀県湖北町	
	長尾沖田遺跡	兵庫県佐用町		柿堂遺跡	滋賀県能登川町	
	但馬國分寺跡	兵庫県日高町		北大津遺跡	滋賀県大津市	
	安芸国分尼寺伝承地	広島県東広島市		佐堂遺跡	大阪府八尾市	
	長門國分寺跡	山口県下関市		久米窪田II遺跡	愛媛県松山市	
	安芸国分寺跡	山口県下関市		九州大学(筑紫園地区)構内遺跡	福岡県大野城市	
	安芸国寺跡	山口県下関市				
	安芸国寺跡	山口県下関市				
	安芸国寺跡	山口県下関市				

たものであると言うことができるだろう。

なお、現段階では遺跡の性格別に出土木簡を類型化することはできないようである。つまり国府跡出土の木簡であるとか郡家跡出土の木簡というような意味で、それぞれ木簡群の史料的特質を論ずるにはまだあまりにも資料が少ないのである。例外的に木簡から比較的よく遺跡の性格が看取でき、群として特徴をとらえられるものは東北各地の城柵遺跡および大宰府跡出土の事例であるが、これらはそれぞれ官衙としてもかなり特異な性格を有するものであり、そこから出土した木簡の内容にある程度まとまった特徴を指摘しうる点はあまりにも当然のことと言えよう。また宮都遺跡では、往々にして一括資料の木簡群の記載内容の検討からそれらの木簡が出土した遺構を含む一帯の官司名や施設名などを類推できるようなケースがあるが、地方の遺跡では木簡から具体的な官司の名称や性格をある程度推測できるような事例はほとんどない。これは地方官衙の場合、既存の文献史料から官衙内部の具体的な部署や建物の機能・名称等が判明するものが少ないとということと、一遺跡から出土する木簡で資料的にまとまっているものもまたきわめて少ないとということに因るからである。

### 3 地方出土古代木簡の諸様相

本章では木簡の種類別に、地方出土の木簡を分類・整理して、そのあり方について見通しを述べて行くこととする（表2参照）。

小稿でとりあげた木簡出土遺跡は94遺跡で、そこから出土した木簡の総点数は7479点であるが、そのなかで分類可能で検討の対象としたものはわずかに460点にすぎない。この点をみてもいかに木簡が断片的な資料であるかがわかる。さて、その記載内容が判別できるもの460点の内わけは、文書様木簡182点、付札145点、題籜19点、習書118点ということになる（表2参照）。以下、各種類別にみていくことにしたい。なお、帳簿・記録類の木簡は、文書様木簡の範疇に含まれるものであるが、地方出土の木簡史料のなかにはかなり特徴的なものが見出せるので、別に一項を設けることにした。また、物品付札、習書、題籜については、さしたる特徴を指摘できるに至らなかったので触れないこととする。

#### （1）文書木簡

ここで言う文書木簡とは、所謂、狭義の文書木簡のことで、書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているものをいう。つまり文書の差出と宛所が明記されているか、あるいは明確にはそのような記載がなくとも、記載してある文意からいはずれかへ差出したことが明らかであるものも含まれる。このような狭義の文書木簡と考えられるものは全部で52点存在している。

小稿では、それをさらに次の6例に分類して整理した。

- ①某官司からの命令（下達文書）
- ②某官司への報告（上申文書）
- ③請求文書

④送り状（進上状）

⑤その他

⑥文書であることは判明するが、上のどれにあたるか不明であるもの

この分類は、かつて横田拓実氏が平城宮跡出土の文書木簡を検討された際、行なわれたものに拠っている。<sup>(12)</sup>この分類は主として文書木簡の機能面を基準としたもので、公式令に規定された文書様式による分類ではない。<sup>(13)</sup>しかしながら文書木簡個々について、それぞれの遺跡・遺構との関わりあいの中で、それらの基礎的な諸問題についてみていくとする際、「文書木簡が官司・官人に対して具体的にいかなる動き（機能）をもち、物資や人（木簡を携行する人）との関係を保ちながらいかに移動し廃棄されたかを追求すること」に重点がおかれており、氏の分類方法に拠るのが最も妥当であると思われる。

①某官司からの命令（下達文書）

この分類にあてはまる文書木簡は、所管官司から被管官司、官司から所属の官人およびその他の人物、などに宛てられた下達文書である。このような例は11点存在する。

払田柵跡出土の1号は、差出と宛所の記載はないが、上級官司から払田柵へ年料の稻を下すことを内容とした命令書と考えられている。尚、この場合、木簡自体は物実（年料稻）とともに動いているとは考えられないようである。<sup>(14)</sup>

道伝遺跡出土の木簡（2号）も、計収の際に国司から郡司に与えられたもので、一種の命令文書<sup>(15)</sup>と考えてよいだろう。

居村B遺跡出土の4号は「某郡（年号）十年度の物品を放生の布施にあてること」を命じた、<sup>(16)</sup>国から郡への命令文書と考えられる。

下野国府跡出土の3号と御子ヶ谷遺跡出土の5・6号は、いずれも召喚状である。3号は削屑であり、また5号も判読できない部分が多いので詳細は不明であるが、6号は女性を召喚することを里正に命じている点が重要であろう。出土遺跡である御子ヶ谷遺跡が駿河国志太郡家跡に考えられているところからみて、この木簡の宛先となった「丈部麻呂」が召喚された女性を引率して郡家へ参上した時に携行したものと考えられる。なお、宮都遺跡から出土した下達文書木簡で最も多くみられるのは召喚状である。<sup>(17)</sup>早川庄八氏によれば「召文」は公式様文書の「符」から派生したものであるというが、ここでとりあげた木簡では、書止めまでは確認できない。<sup>(18)</sup>

山垣遺跡出土の7～9号の中では、明確に下達文書と判明するものは8号のみであり、他の2点は現存する部分の文意からそのように判断したもので、詳細については明らかでない部分も多い。8号は公式様文書の「符」の形をとっている。下端が欠損していて現状では実際の指示内容は明らかではないが、このような書式の場合はおおむね召喚状である。氷上郡の郡司から所管の春部里長等に宛てられたものであるが、仮に山垣遺跡を春部里関係の官衙あるいはそれに類する施設であるとする考えに従うならば、この木簡は宛所で廃棄されたものと言えるだろう。なお、<sup>(19)</sup>人物の召喚に「符」を用いた例が正倉院文書や天平六年の出雲国計会帳にみえる。<sup>(20)</sup>また木簡では

表2 遺跡別の木簡出土点数とその内わけ

遺跡名	総点数	文書様木簡						付札				その他	習書	不明	
		文書総	某官司からの命令(下達)	某官司への報告(上申)	請求	進上状(送り状)	帳簿・記録類	その他の文書	不明	付札総	貢進物	物品	付札		
胆沢城	19	3							3	3	2		1	1	12
多賀城	361	20		1	1	3		8	7	3	1		2	6	332
市川橋	1														1
郡山	3													1	2
秋田城	223	3				1			2	5	3		2	3	212
払田柵	32	9	1	1	3			1	3	2			2	1	20
手取清水	1	1				1									
笠原	3	1							1						2
道伝	6	2	1				1								4
生石	2	1												1	
新青渡	1														1
熊野田	1	1							1						
門田条里	1	1				1									
三ツ寺II	2												1	1	
下野国府	5161 (5150)6		1			1	1	2	1 (5144)				10	1	
小敷田	10	5				1	2		2					2	3
今小路西	2									1			1		1
宮久保	1									1	1				
居村B	2	1	1											(2)	
曾根	5														5
発久	7	2					1	1						1	4
高瀬	1	1							1						
じょうべのま	6	2				1			1	2	2				2
能登国分寺	1									1	1				
三小牛ハバ	3													2	1
近岡	1	1							1						
高堂	2														2
田名	1									1	1				
角谷	1	1							1						
大森鐘島	1													1	
神明原元宮川	2									2	1	1			
瀬名	1	1						1							
池ヶ谷	2									1			1		1
郡	18	1					1			9	2	7			8
御子ヶ谷	10	7	2		1	1			3						3
居倉	5														5
御殿二之宮	7									4	4				3
梶子	4														4
伊場	106	18			1	5	3	2	7	24	14	10	1	3	60
城山	34	3					1		2					7	24
勝川	1									1	1				
柚井	3									2	2				1
杉垣内	1														1
下郡	1	1							1						
畠田廃寺	1													1	
服部	3				1					1		1		1	1
鴨	5	2				2				2	1		1		1
永田	1	1					1								

遺跡名	総点数	文書様木簡								付札			その他	習書	不明	
		文書総	某官司から の命令 (下達)	某官司へ の報告 (上申)	請求	進上状 (送り状)	帳簿・記録類 出納記録	人事 それ以外 の記録	その他 の文書	不明	付札總 付	賞進物 札	物品 付札			
川田川原田	1	1								1						
神照寺坊	1	1					1									
光相寺	6	3								3	1			1		2
西河原森ノ内	4	4					2	1	1							
勸学院	1													1		
柿堂	2														2	
狐塚	1	1								1						
北大津	1	1					1									
百々	1									1		1				
千代川	1									1			1			
藤原宮西北隅	1	1					1									1
郡家今城	1															1
上田部	13	6		2			2			2	1		1			6
梶原南	1															1
大藏司	2									1		1				1
佐堂	1									1	1					
東郷	1															1
万町北	1	1			1											
吉田南	5	4					4									1
出合	6	3					1			2						3
辻井	7									1			1			6
山垣	21	10	3				3	2		2	3		3	1		7
長尾沖田	3	1				1										2
福成寺	3							1								2
砂入	2	1								1						1
但馬国府推定地	33	4								4	2		2	6		21
但馬国分寺	36	12		3	3	2		1		3	5	4	1		3	16
川岸	1															1
袴狭	7	1				1				1	1					5
小犬丸	3	2	1							1						1
因幡国府	4												1			3
出雲国府	12	1				1										11
白坏	25	1								1	7		1	6		17
美作国府	2															2
下岡田	6									2	1	1				4
安芸国分尼寺	1															1
周防国府	1	1								1						
長門国分寺	1														1	
安養寺	1									1	1					
下川津	1															1
高畠廃寺	12	1							1		1	1				2
井相田C	3	3						3								
九大構内	2	2					2									
大宰府	1165	17	1	2		2	4	5		3	48	4		44		72 108
井上薬師堂	5	2				2										3
荒堅目	1	1		1												
吉野ヶ里	8	1								1	3	1		2		1 3
計	7479	182	11	10	8	14	30	15	26	8	60	145	50	7	88	19 118 1872

平城宮跡出土の史料中にそのような例が存在する。<sup>(21)</sup>

小犬丸遺跡出土の10号は布施駅家の戸主である□部乙公の戸口30人に對し穀を給するという内容であり、また大宰府跡出土の11号は大宰府から大監田中朝臣某に対して筑前・筑後・肥などの国に班給するための稻穀を下すという内容で、ともに稻穀の支給に関する下達文書と言えるが、とくに後者の文意は非常にとりにくく解釈には不明な点が多い。

以上検討を加えてきた下達文書木簡の差出・宛所関係をまとめれば、

- ・国司——→郡司………1・2・4号
- ・郡司——→里正（長）…6・7・8号
- ・大宰府——→官人………11号
- ・某司——→布勢駅家……10号
- ・不明……………3・5・9号

となる。

#### ②某官司への報告（上申文書）

個人もしくは下級の官司から上級官司に宛てられたもので、10点存在する。但し19号（大宰府跡出土）は、記載内容から病氣のための欠勤願いのようなものと考えられたので上申文書に分類したのだが、明確にそう判断できるわけではなく、可能性を指摘できる程度である。公式令の規定ではこのような上申文書の場合は「解」の書式を取ることになっているのだが、実際に解文になっているのは多賀城跡出土の12号だけである。これは安積団（軍団）が多賀城に宛てた報告であり、宛所で廃棄されたものである。

払田柵跡出土の13号は「寺書生仙氏監」が糧を閏四月廿六日に受けとったことを示す受領書である。差出者が「寺書生仙氏監」、宛所が払田柵の関係にある上申文書と考えられよう。

14・15号はともに田の面積を記したもので、官司の手控え的な記録ともとれるが、14号に年月日および人名が記されているのでこれを報告主と考えて、某地の田の面積を記し、班田状況を某所に報告したものと考えうる。但し上田部遺跡では木簡はすべて水田跡からの出土であり、遺構にも顯著な特徴はみられない、<sup>(22)</sup>宛所の性格については不明である。

16・17号は国分寺内の各部署において、いかなる人物が仕事に従事しているかを報告したものと考えられる。このような仕事の割りあてを示す木簡は、官司における労務管理のための日々の記録であることが多いが、16号の冒頭に文字は判読できないが事書きと考えられる記載があるので、国分寺内の監督部署へ人夫らの就労状況を報告したものとみることができる。この場合、<sup>(23)</sup>宛所は労務管理にあたった部署であり、廃棄もそこであると考えられる。18号も前記2点と同じく但馬国分寺跡から出土したもので、こちらは運送の指揮・貢納物の宰領にあたった綱丁が、運夫か貢納者を報告したものと考えられる。やはり一種の就労報告と言えるだろう。宛所および廃棄場所は前記2点と同じく国分寺内の監督部署であろう。

20号は兵士59人の内訳けを記したもので、これもまた一種の就労報告と言えるだろう。

21号は判読できる部分が大変少ないのだが、「御前」の文言が上申文書に使われるものであるので上申文書とした。人名のような文言が記されているので就労報告である可能性が考えられるが断定はできない。差出・宛所は不明である。

なお、横田拓実氏は、このような就労報告の木簡は、作業現場における人夫の就労状況を所轄部署へ報告するものであると同時に、就労している人員の移動の際に官衙などの諸門口における<sup>24)</sup>通過許可書のごとき機能も有していたのではないかと考えておられるようである。

上述してきた上申文書の差出・宛所関係を整理すれば、およそ次のようになろう。

- ・多賀城←……………安積団……………12号
- ・払田柵←……………「寺書生仙氏監」……………13号
- ・但馬国分寺内の管理部署←……………某……………16・17号
- ・但馬国分寺内の管理部署←…「綱丁物マ宿太万呂」…18号
- ・大宰府←……………「日下部牛睿」……………19号
- ・大宰府←……………某……………20号
- ・不明……………14・15・21号

### ③請求文書

物資の請求に関わるもので、公式様文書でいえば「解」「移」などが使用される場合が多い。宮都遺跡出土の文書木簡では、この請求文書が最も多いのであるが、地方出土のものは8点にすぎない。このうち払田柵跡出土の24号は小さな断片で、「解 申請」の三文字しか明らかでないので、詳細は不明である。また同じく払田柵跡出土の23号は、記載されている文言に軍団関係のものがあるので注目されているが、請求した物品名の部分が判読できていないので、これも請求文書としては不詳である。さて上記以外の6点では、純粹に物品を請求したものは3点(22・28・29号)で、のこりの3点(25~27号)は出拳にかかわるものと考えられる。

物品請求のうち、多賀城跡出土の22号は上申文書、下達文書あるいは平行文書であるか不明であり、宛所・差出も現状では判明しない。ただ内容が食器類の請求に関わるものであることと出土した一帯に木工房と推定できるような様子がうかがえるので、多賀城内の某官署から城内の木工房へ木製食器を請求したものである可能性が指摘できる。一方、但馬国分寺跡出土の28・29号は二点とも上申文書で解文の形式をとっている。28号は国分寺内の「鋳所」から同じく国分寺内で物品などの管理を担当していた部署へ宛てられたものであり、また29号は人夫10人から国分寺内の物品などの管理にあたっていた部署へ宛てられたものである。

さて次に出拳関係の申請文書木簡である。周知のごとく出拳は古代を通じてひろく一般に行なわれており、国司による公出拳ばかりでなく王臣家・社寺・豪族によるものや、さらには農民相互のものまであり、また貸借の対象も稻穀に限ったものではなかった。<sup>25)</sup>まさに社会のあらゆる局面においてさまざまな形で行なわれていたようである。正倉院文書中に多量に存在する、造東大寺司で行なわれた錢出拳の申請文書(「月借錢解」と「出拳錢解」)が有名であるが、ここでとり

あげた木簡は当時最も一般的に行なわれていたと考えられる在地における稻穀の出挙に関わる文書だけに、その意義は高いものと言えるだろう。

まず払田柵跡出土の25号であるが、現状では事書きの一部が残存するのみで差出・宛所は不明である。解文であるところをみれば宛所は個人ではなく官司や公的機関と考えられ、払田柵内の某官司に宛てられたものであろうか。そうなるとその際の出挙の主体は「払田柵」かその管轄下の某官司ということになろう。次に万町北遺跡出土の26号は、現状では貸借を意味する文言はなく厳密には出挙にかかわるものかどうかは不明であるが、この場合「啓」状であることもあり、書式からみて個人に宛てられた文書であり、私出挙の申請文書である可能性が指摘できる。その際、宛所の「志紀殿」は在地における豪族かあるいは富裕な農民であると考えられる。最後に但馬国分寺跡出土の27号であるが、これは米と赤豆の貸借申請文書である。裏面の年月日の記載の下の二人分の人名は、正倉院文書の「出挙銭解」「月借銭解」等の書式からみれば保証人と考えられる。<sup>(26)</sup>この場合の宛所すなわち出挙の主体は但馬国分寺ということになろう。

以上の通り地方出土の請求文書木簡は、物品請求のものと貸借申請（出挙）のものとにわけられた。先にも述べたように宮都跡から出土する文書木簡では物品の請求にかかわるものが最も多いのであるが、地方から出土した事例はごく少数である。これは、当然のことながら地方官衙の内部機構が中央政府に比してきわめて簡素であり、官衙内における官司相互の物品の移動が文書を介さずとも成立したからではないだろうか。以上検討してきた請求文書木簡の差出・宛所関係を整理すると次のようになる。

- ・多賀城内の某官司——→多賀城内の木工房………22号
- ・払田柵内の某官司←——某人……………23号
- ・「志紀殿」←——某人……………26号
- ・但馬国分寺←——「頂龍麻呂」……………27号
- ・但馬国分寺内の物品管理部署←——但馬国分寺内の鑄所………28号
- ・但馬国分寺内の物品管理部署←——役夫……………29号
- ・不明……………24・25号

#### ④進上状（送り状）

一般的には某官司（あるいはそれに準ずる場所）から某官司に進上された物資に付帯する送り状である。他に、人員の移動に関わるものにもこの進上状の形式によるものが存在する。進上状と考えられるものは14点存在する。このうち36・38・39・41号の4点はいずれも欠損が甚しいか墨痕が薄れているかで記載内容はほとんど不明である。それらを除いた10点はおおむね物品等の進上状と人の進上状の二種類に類別できる。

物品等の進上状は6点（31・34・35・40・42・43号）存在する。31号は削削で全体の文意ははつきりしないが、解文の形式をとっており、おそらくは武器の進上状であると考えられる。宛所は出土地である多賀城であろうが、差出は城内の武器工房であるのか城外の某地であるのかは判明

しない。34号は、「都可郷」から下野国府に宛てられた藤の進上状である。なお裏面の記載によれば、この木簡はその後、国府の「藤所」なる官司から都賀郡の「雑器所」に宛てた「返抄」として再び送られたことになる。つまりこの木簡は二次的に、国府「藤所」から都賀郡家内の「雑器所」への下達文書になっているわけである。そこでこの木簡の出土地すなわち廃棄場所が問題となってくるわけだが、<sup>(27)</sup> 進上状としてみれば宛所は下野国府、差出は下野国都賀郡「都可郷」ということになる。35号は畠・絞薦・立薦の進上状であるが宛所・差出は記載されていない。進上状の場合、宮都跡出土の事例をみてもおおよそそれらの出土地は宛所と考えられる場所であり、それらは宛所で廃棄される場合が主であったと考えられる。とすれば、この木簡の宛所は出土遺跡である小敷田遺跡と考えるのが一応妥当であろう。40号は不明な点が多いが、皇后宮への税を急ぎ奉上するという意でとり、進上状と考えるが、宛所は不明である。進上すべき「皇后宮税」であるが、<sup>(28)</sup> 在地社会との関連から考えて封戸・庄・出拳などによるものと推測できよう。42号は但馬国氣多郡内に所在したと考えられる思住郷から但馬国分寺に宛てて材木を進上したものである。なお、この木簡で注意されるのは、下半部に材木の運搬にあたったと思われる人々の名が記されていることである。このことからこの木簡が単に材木の進上状として機能したのみならず、進上途上の通行の際の保証となり、更に運送にあたった役夫の就労報告としての役割をも担っていたのではないかと推察できる。また出雲国府跡出土の43号は、現状では物品名の記載がなく、物品の進上状であるのかどうかは不明であるが、記載様式からみて「兵士財部」某が何らかのものを進上したものか、それとも彼にかかわる何らかのものを進上したものと考え、進上状としてとりあげた。宛所の記載はないが、それはすなわち出土地である出雲国府であろう。差出者は「兵士財部」某本人か、あるいはその関係者ということになろう。

次に、人の進上に関する文書木簡についてみていくことにしたい。それらは4点(30・32・33・37号)存在している。30号は陸奥国の白河軍団から多賀城に宛てて進上した射手の進上状であると考えられる。<sup>(29)</sup> 32号は断片であり、全体の文意はつかめないが、兵士の進上状の一部と考えられる。差出・宛所の記載は現存部分にはないが、当然のことながら宛所は多賀城であろう。33号は事書きの部分しか判読できていないが、解文の形式をとる、人・五人の進上状である。差出は不明であるが宛所は秋田城であろう。37号も上下両端が欠損した断片であり、事書きと一人文の人名しか判読できないが、役夫の進上状である。人名「□長谷淨成」の左にも人名らしい記載があつたようであるから、進上する役夫の名が列記してあったのだろう。なお上端部、欠損している部分には「解」の文字があって、解文の形式であったものと思われる。宛所は出土地である駿河国志太郡家、差出は不明である。このように地方出土の進上状木簡には、人の移動にかかわるもののがみられるが、これは宮都跡出土のものにはみられない種類の事例である。

以上、検討してきた進上状木簡の差出・宛所関係を整理すると次のとくなる。

- ・多賀城←-----白河軍団.....30号
  - ・多賀城←-----某所.....31号

- ・多賀城← 某所………32号
- ・秋田城← 某所………33号
- ・下野国府← 「都可郷」……34号
- ・某所（小敷田遺跡）← 某所………35号
- ・駿河国志太郡家← 某所………37号
- ・某所（袴狭遺跡）← 人物………40号
- ・但馬国分寺← 思住郷………42号
- ・出雲国府← 「兵士財部」某もしくはその関者………43号
- ・不明………36・38・39・41号

#### ⑤その他の文書

上述の4種類の分類にあてはまらないのが文書と考えられる木簡が8点（44～51）存在している。なお、下野国府跡出土の44号「返抄」は前項でもとりあげたので（34号）ここでは略す。小敷田遺跡出土の45・46号は、ともに書簡文である。45号は差出・宛所ともに不明であるが、46号は「大徳若子」が宛所である。但しこれにも差出者の記載はなく、また書き出しの部分の記載のみで終わっていることにも若干の疑問が残る。<sup>(30)</sup> ただ、2点とも個人間でとりかわされたものと考えられる。

発久遺跡出土の47号も下野国府跡出土44号と同じく「返抄」である。<sup>(31)</sup> ただし44号のように送られてきた進上状に受領側で加筆して二次的に返抄としたのではなく、当初から返抄として作成されたものとみられる。

伊場遺跡出土の48、49号は、ともに過所とされている。しかしながら2点とも公式令過所式による書式ではなく、また平城宮跡出土の過所木簡とも書式は異なる。48号の方は、表面に遠江国栗原郡浜津郷の人が美濃関（不破関？）を越えて京に向う旨を記しており、裏面に記された駅家は京までの途中で通過する駅家であろうと考えられている。なお、過所だとすると給された人が携行していくはずであるが、それが何故伊場遺跡の地から出土したかについては諸説ある。同じく伊場遺跡出土の49号も、実際、文意をよく解釈することは難しいのであるが、裏面に「持物者」とあり、所持品を記したような点がうかがえ、末尾には評の官人とみられる「川前連」某の署名がみられるなど、過所の書式と類似する点がみられるので、一種の過所的な機能を持つものと考えられている。<sup>(32)</sup>

西河原森ノ内遺跡出土の50号も小敷田遺跡出土の45・46号と同じく個人間でとりかわされた書簡である。<sup>(33)</sup> 差出は「椋□」某、宛所は「ト部」某、で内容は「椋□」某から「ト部」某へ下した命令文である。個人間の下達文書ということになろう。

高畠廃寺出土の51号は、形態からみれば付札様であるが、文意からみて文書ではないかと考えた。内容は「三□□四日」に、凶荒のために米四斛を下すと言うもので、一種の下達文書とみることができる。しかしその発給主体や宛所は不明確である。<sup>(34)</sup>

## ⑥小 結

地方の遺跡から出土した文書木簡は、律令文書行政の実態を伝える資料として1点1点が貴重なものであることは勿論であるが、特に払田柵跡出土の1号、道伝遺跡出土の2号は国司から郡司に与えられた命令文書で、ともに地方財政の運用に関わるものとして高い価値を有しよう。また、郡司からさらに下級の郷・里の段階に宛てられたものも、在地における文書行政に即した資料として重要であろう。

文書木簡の中でも、個人間でとりかわされた書簡に類するものと、人の進上状などは宮都跡出土の史料にはみられないものであり、木簡の多様な利用の一端を示すものと言えるだろう。

木簡の動きという面からみれば、平城宮などの宮都遺跡出土の文書木簡では宮内の官司間、宮内の官司と官人の間、など宮内でとりかわされたものがほとんどであるのに対し、地方の遺跡から出土した事例では、むしろ地方官衙間、官衙外の場所と某官衙・官司の間でとりかわされたと考えられるものが多いようである。これは各官司の国内もしくは郡内管轄機能に関わるものであろうが、地方官衙内の機構が中央政府に比してきわめて簡素であるために、人や物品の移動・出納が文書を介さずとも成立したというような事情にも因るのではないだろうか。

但し、文書木簡自体の機能としては基本的には宮都跡出土のものと変わりない。

### (2) 帳簿・記録類の木簡

文書としての授受関係がないもので、諸官司などにおける物資の出納や人員の移動、就労状況等に関する日常的な記録や手控えである。このような日々の記録を記した木簡が蓄積され、後にそれらを整理することによって正式な紙の文書なり記録なりが作成されたものと考えられている。

このような帳簿・記録類の木簡が、地方の遺跡から71点出土している。勿論この中には小断片や削屑で、記載されている文字からみて帳簿・記録類の断片ではないかと類推したものも含まれる。以下、①出納に関わる帳簿・記録類、②人事に関わる記録類、③その他の帳簿・記録類の順に検討してみる。

#### ①物資の出納に関わる帳簿・記録類

物資の出納に関わる帳簿・記録類と考えられるものは30点存在する。この中で特に米や稻に関わるものが多い。

米や稻の出納に関する帳簿・記録類は52~57・60~65・71~74・77・79・80号の19点である。この中で56・57・60・62・65・72号の6点は、人別に米や稻の収量数・負担数・もしくは貸付数などを記した帳簿である。なお66・67号もそのような例に属するかと思われるが、数量の単位が不明であるので、米・稻関係のものと断定することはできない。また54・61・74号の3点は、日ごとに稻の束数を記す日記様の書式である。54号は1日分の稻の束数の記録のようであるが、61・74号はともに数十日分を日ごとに列記しており、莊園関係の木簡として著名な63号も同様の書式であると言えよう。61号は貞觀15年(873年)の9月17日から10月7日までの各日の稻の収穫量を

記したものである。63号はある莊園の弘仁元年(810年)の獲稻数を記し、続けてその中の種々の支出を詳細に書き上げている。支出の日付がいずれも月末近くであるところから、毎月の支出をまとめて記したものとみられる。<sup>(38)</sup> また74号は某年某月の巳日から卯日まで23日間にわたって日ごとに稻の束数を記しているが、その束数が意味するものが、収穫量であるのか、春米数であるのかは不明である。

上述の他では、飯・稻の支給量を人別に記録した52号、正倉の納物の出入状況を記録し、出納責任者が連署した「倉札」とみられる53号、郡からから管下の里へ給付する飯に関する記録(64号)、役夫・工人等への米の支給量の日次の記録(71号)、出拳に関する記録(77・79号)などが存在している。<sup>(39)</sup> この中では「倉札」の53号がとくに注目されるが、「倉札」については後述する。なお、55・73・80号の3点は米・稻関係の帳簿・記録類であることは断定できるものの詳細については不明である。

次に、米・稻以外の物資の出納記録・帳簿類であるが、58・59・69・78・81号の5点があげられる。58・59・69号はともに「人名+数量」を列記する書式で、人別の何らかの物資の負担数の記録と考えられる。各数量の単位が、59号では「斤」、69号では「布」となっているが、物品名までは判明しない。78号は「十月廿四日」付で「竺志前」国から貢進されてきた贊の明細記録であると考えられる。81号は国符をもって購入した物品の日次の明細記録である。

これら以外では、物資にかかわるものではないが九州大学構内遺跡から田の面積を記録したものと考えられる木簡が2点出土している(75・76号)。その他、鴨遺跡出土の68号、西河原森ノ内遺跡出土の70号などは出納関係の帳簿・記録類であると考えられるが、いずれも欠損・磨滅などが甚しく、詳細は不明である。また下野国府跡出土の大量の削屑の中にも、出納関係の帳簿・記録類と推測できるようなものが多数みられるが、これも何分にも削屑の小片であるので何とも言えない難い。

## ②人事に関わる記録類

人事に関わる記録類には、人名を列記した歴名と、考選にかかわるものとがみられる。それらは合計26点である。

歴名の木簡は82~83・85~104号の22点である。このうち82・91・92・104号については一応歴名とは考えられるものの、確定はできない。

まず一般公民の歴名が4点(83・93・95・97号)存在する。83号には戸主との続柄や身体的特徴を表わすと思われる注記がなされており、戸籍・計帳などの原簿のようなものになった可能性が指摘できよう。95号は戸主の歴名、97号は正丁の歴名であるが、何のためにこのような歴名が作成されたかについては明らかにできない。

次に多賀城跡から軍人・兵士等の歴名等と考えられる断片が4点(85~88号)出土している。また同じく多賀城跡出土の84号は、歴名作成のための原簿となるような個人データを記したカード的機能を有していた木簡と考えられている。<sup>(40)</sup> (この木簡に記された人物も兵士であると考えられ

ている)。この他には郡司の子弟で太宰府の使部となっている者の歴名である103号、奴婢の歴名と考えられる98号、国分寺の僧の歴名と考えられる99号などが存在している。

歴名以外の人事関係の記録としては、多賀城跡出土の105号、太宰府跡出土の106～108号の計4点があげられる。105号には考第に関わる文言がみえるが断片でありそれ以上は判明しない。大宰府跡出土の106・107号には「上日」の記載があるがこれら2点とも断片である。同じく大宰府跡出土の108号も上日を記した記録木簡であるが、欠損が甚しく詳細は不明である。

### ③その他の帳簿・記録類

上記の分類にあてはまらないが、帳簿・記録類に分類できると思われる木簡が6点存在している。

それらの内容についてみると、道伝遺跡出土の109号は、四天王法会の際使用される経巻名とその数量を列記したものである。発久遺跡出土の110号は、延暦14年(795年)の月朔干支を抄出した略暦である。<sup>(41)</sup>伊場遺跡出土の111号は里名を列記したものであり、また同じく伊場遺跡出土の112号は敷智郡内の民間の倉庫や屋の数を列記したもので、郡内の倉・屋を把握するため郡家もしくはその関連施設で作成された帳簿であると考えられる。<sup>(42)</sup>城山遺跡出土の113号は具注暦であり、北大津遺跡出土の114号は文字の語義・和訓等を抄出したものとみられる。<sup>(43)</sup>以上のような帳簿・記録類木簡は現在までの出土例の中ではいずれもきわめて特異なものであり、他に例をみないものである。

### ④小 結

上述してきたように地方出土の木簡では帳簿・記録類の木簡がかなり豊富で多様である。帳簿・記録類木簡が作成され、使用された理由については、従来から、それを上級官司へ提出する物資の出納状況・労働量・労賃・食料などの報告書類を作成するにあたっての基礎資料をするためであったという説明がなされている。既にみてきたように帳簿・記録類の木簡には、1日ごとや1人ずつの詳細な記録の列記であるものが多くみられる。そのような、木簡に記された日別人別の細かいデータを整理して、紙による正規の報告書・決算書が作成されたのであろう。

宮都遺跡、特に平城宮跡からこれまで出土した帳簿・記録類の木簡には、物品の請求・支給あるいは購入にかかわるものや勤務場所ごとの就労状況の記録が多い。また平安時代の文献史料からも、宮中の儀式や祭祀などの際に出仕者、賜禄を受ける者、或いは行事の遂行にあたった者などの歴名を記した木簡が使用されていたことが判明している。このような宮都における傾向に対して、地方から出土したものでは米や稻の出納にかかわる記録や、一般公民の名を記したものが多いという顕著な特色が指摘できる。これは律令制下の人民支配の最前線ともいべき地方官衙もしくはそれに関連する遺跡から出土したものとして当然予想されるべきことであったが、その背景を考える上では次のような東野治之氏の諸説が参考になろう。

東野氏によれば、『延暦交替式』所引の天平勝宝7年(755年)7月5日付太政官宣に付された「今案」の中の、国府正倉における不動物の欠負及び欠損に関連する、

又有長官率史生分頭収納上、共署倉札、後至下盡、所納有欠、史生以上可預其事。  
(国史大系本12頁)。

という記事にみえる「倉札」が、国府の正倉における「不動物の出納状況や責任者などをその都度記録しておく木札」であるということで、さらに同式所引の和銅元年(708年)閏8月10日付太政官符、

太政官符。大税者、自今已後、別定不動之倉、以為國貯之物。<sup>都別造</sup>。國郡司等各税文及倉案、注<sup>(46)</sup>其人時定倉。<sup>後檢校欠微</sup>。所列運署人。(国史大系本7頁)。

にみえる「倉案」もさきの「倉札」と同一のものであり、国府の正倉の出納記録として木簡が使用されていたことを指摘しておられる。つまり地方官衙の倉庫における出納記録として木簡が使用されていたことの一例が文献史料上でも確認できたわけである。

さらにここで注目されるのは、「倉札」「倉案」に国・郡司が署名を加えるべきことを太政官が命じていることで、国府の正倉では単なる手控え的な記録ではなく、かなり公的な記録として木簡が使用されていたことがうかがえる。国府の正倉における出納事務の「<sup>(47)</sup>公的記録」として木簡が使用されていたことが史料上で確認できる以上、在地においては郡家あるいはそれ以下の地方行政の段階でも幅広く記録材として使用されたであろうことは容易に想像できる。先述してきたように地方出土の出納記録木簡に、稻・米に関わるものが多いという事実はそのような推測を裏付けるのではないだろうか。当然のことながら地方官衙はまさに直接的に民衆に対していたわけであり、律令国家を維持するための基盤である班田・徵税・徵發・造籍などの現場となったわけである。太政官へ申送する四度公文および枝文の種類だけでも大変な量であることを考えれば、そこでは厖大な量の帳簿・記録類木簡があらゆる場面において使用されたものと考えられる。

ところで地方の遺跡から出土した帳簿・記録類木簡には大変長大なものがみられる。伊場遺跡出土の112号(約1.2m)と鴨遺跡出土の61号(約1.7m)はその顕著な例であろうが、道伝遺跡出土の109号(約51cm)、城山遺跡出土の113号(約58cm)、西河原森ノ内遺跡の出土の69号(約67cm)・96号(約52cm)、北大津遺跡出土の114号(約69cm)、藤原宮西北隅出土の63号(約98cm)、吉田南遺跡出土の64号(約52cm)、山垣遺跡出土の72号(約70cm)など現状で50cmを越えるものだけでも10点にのぼり、さらに手取清水遺跡出土の52号、門田条里遺跡出土の53号、山垣遺跡出土の73・74号、伊場遺跡出土の111号などのように現状では欠損しているが、原形は長大なものであったと推定できるものも他に多く存在する。113号・114号の2点は、他とかなり性格が異なるので一応除外しておくとして61・72・109・112号の4点には穿孔が施されているかあるいは木釘が残っていて、それらがいすこかに掲出されていたことをうかがわせる。掲出されていたとすれば、それは当然、その場に居る官人などの目に触れることを予想したことであり、その際、木簡は紙の文書の補助的な記録材などではなく、木簡そのものがその場では一時的記録として機能していたものと思われる。これは穿孔などのないものにも考えられることであろう。木簡が長大であるということは記載内容が多いことに拠るのだろうが、木というかなり限定された記録材に多くの記

載事項を盛りこんでいること自体、単なる手控えのようなものではなく、記録としてかなり重要な機能を有していたのではないだろうか。さらに注目すべきは、このような長大な帳簿・記録類木簡が、現在のところ主に地方の遺跡から出土した事例に限られるという点である。そのような例が宮都跡の出土資料にほとんどみられない理由については、中央官司と地方官司の出納作業あるいは記録作成方法の相違に因るものなのか、それとも中央官司では長大木簡にみられるような種類のものは紙の記録として作られるからであるのか判明しないが、この点も先の文献史料との検討を併せて、在地における帳簿・記録類木簡の多用を示すものと思われる。

### (3) 貢進物付札

付札は一般的には、貢進物付札と物品付札とに分けられる。前者は租税などの貢進物の貢納に際して付けられた札で、一種の送り状であると同時に、付けられた荷物の内容を証明する機能を有していた。それらはまた貢進物の収納にあたって、貢納が文書で報告されている通りになされているかどうかを品目・数量・品質などについて勘査する際の資料として利用された。後者は宮内や官衙内などで作成され、添付されたもので、物品の保管や整理のためのものであり、品目名やその数量を記載している。内容的には特別な意味を有するものではなく、記載内容もずっと少なく単純である。<sup>(50)</sup> このように貢進物付札と物品付札とでは機能上異なるものであり、宮都跡出土の事例ではその記載様式に歴然たるものがあって両者の区別は容易につくのであるが、地方出土のものにはそれが貢進物貢納の際に使用されたものであるのかそれとも官衙等における物品の保管・整理のためのものであるのか判断がつきにくいものが多く存在する。それは後述するようそれらの記載様式が宮都跡出土の貢進物付札に比べてきわめて単純なものが多いからである。

なお、付札総点数145点中、形態や記載様式からみれば付札と考えられるが、欠損や墨書の磨滅などにより詳細が不明であるものや、貢進物付札とも物品付札ともいはずれとも判断しがたいものが88点ほどあり、また物品付札に分類できるものが7点存在しているので、貢進物付札は50点ということになる。物品付札については特にさしたる特徴を見出すに至らず、宮都跡出土の資料と変わりないので言及しない。

地方出土の貢進物付札について論点の中で最も特筆すべきは書式の問題である。

貢進物付札の書き出しが、国・郡（評）・郷（里・五十戸）のどの段階からなされているかみてみると、書き出しが明らかなもの42点中、国名からはじまるもの4点（3・11・47・49号）、郡（評）名からはじまるもの8点（1・36・38・40・42・43・46・48号）、郷（里・五十戸）名からはじまるもの22点（7・10・12～16・18・20・23～25・27～32・34・35・37・39号）、人名からはじまるもの8点（2・4～6・9・21・22・41号）、ということになった。国名から記載をはじめる例は、多賀城跡出土の3号、田名遺跡出土の11号、大宰府跡出土の47・49号である。このうち田名遺跡の11号は国・郡・里・貢進者名・貢納量等を記載するものであり、書式からみて宮都に貢進する際の付札とみられ、それが在地から出土したことについては何らかの特異な事情に因るものとみられる。<sup>(51)</sup> それ以外では、それぞれの差出地は、3号では武蔵国、47号では肥前国、49号では豊後

国といずれも貢進地とは異なる国である。貢進状況としては宮都出土の貢進付札のケースと類似するものであろう。多賀城と大宰府はともに地方官衙としてともに例外的に他国からの物資の貢進、<sup>(53)</sup> 移送がなされていたことが文献史料上でも確認される場所であり、これらの木簡の出土は史料の記述を実証するものとしても重要である。

次に書き出しが郡（評）名、あるいはそれ以下からはじまる貢進物付札についてみてみると、書き出しが郡（評）名からはじまるものは主に一国内、郷（里・五十戸）名からはじまるものは一郡内における輸貢に、それぞれ関わるものであると推測できるかもしれない。特に書き出しが郡名からはじまる胆沢城跡出土の1号、但馬国分寺跡出土の38・40号、下岡田遺跡出土の43号などでは、そこに記された郡名がそれぞれ当該遺跡所在の国の管下に存在する郡のものであり、また書き出しが郷（里・五十戸）の段階からはじまるものが9点みられる伊場遺跡出土の貢進物付札にみえる郷（里・五十戸）名も1点以外すべて伊場遺跡の所在する敷智郡（評）内の郷（里・五十戸）のもの、郡遺跡（駿河国益頭郡家）出土の13・14号もともに益頭郡管下の郷であること、御殿二之宮遺跡出土の29～31号も遺跡所在郡である磐田郡下の郷であること、などの点からみても、先の推論が成り立つように思われる。しかしながら但馬国分寺跡出土の貢進物付札4点（38～41号）の書式を検討してみると、確かに38・40号では書き出しが郡の段階であるのだが、39号では郷名から、また41号では貢進者名からとなっており、国分寺という国レベルの施設へ貢進したものであるにも拘わらず、僅か4点の出土例の中でも書き出しがそれぞれ郡名・郷名・貢進者名と大変多様である。このことからみて国レベルへの貢進には郡（評）名から記載する、郡レベルへの貢進には郷（里・五十戸）名から記載する、といった厳密な基準があったわけではなく、一国内、或いは一郡内における貢進に際してはかなり自由に記載事項の省略が許されていたと考えられる。なお書き出しが貢進者名からはじまるもの8点（2・4・5・6・9・21・22・41号）の中でも秋田城跡出土の4点とじょうべのま遺跡出土の9号の場合は、地名の不記載も単なる省略ではなく、4号では貢進主体が「浪人」であることに、また9号の場合では貢納先が庄家であることに因るためであろう。

ところでこれら付札の記載内容から各貢進物の性格が判明するものを挙げると、胆沢城跡出土の2号（胆沢城への白米）、多賀城跡出土の3号（多賀城への米）、秋田城跡出土の4号（調米）、じょうべのま遺跡出土の8・9号（庄家への上納白米）、鴨遺跡出土の36号（庸米）、但馬国分寺跡出土の38～40号（国分寺田・寺封・国分寺稻・あるいは造営料か？）、41号（国分寺への智識錢）、大宰府跡出土の47号（調簿鰻）などである。なお下岡田遺跡出土の43号が何らかの庸物の付札であるとみられ、大宰府跡出土の48号か中男作物の苦の付札と推測できる。それら以外では貢進物の性格は明らかにしがたい。特に能登国分寺跡出土の10号、神明原・元宮川遺跡出土の12号、伊場遺跡出土の16・23・24・27号、御殿二之宮遺跡出土の29～32号などについては物品名の記載がなく、それらがどのような性格のいかなる物品に付されていたのかは全く判明しない。それらの書式をみると概ね「郷名＋人名」であり、それらの貢進物が個人を単位とする賦課によるもので

あったことはわかるが、具体的な品目・税目については不明である。これらの他にも現状では欠損などで全体像が判明し得ないものや、品目・税目等をきちんと記載している事例をも考慮に入れて勘案しても、地方における貢進物付札の記載内容のうち中心的事項となったのは郷名と人名であったと推察できるようである。それらの書式の多くが「郷名+人名」であるということは、国名・郡名などの地名ばかりでなく、物品名や貢進年月日の記載がなくとも充分官衙における貢進物の勘査に耐え得るものであったことを示していると見做してよかろう。今泉隆雄氏によれば国府における貢進物の勘査が計帳を基本台帳とし貢進者個人の貢進物単位に行なわれたということであるから、そこから考えると付札の記載内容のうち地方官衙段階で最も重視されたのは貢進者名であることになるから、それらの付札の記載内容の中心が貢進者名であるということもうなづける。<sup>(56)</sup>

なお、地方出土の貢進物付札の書式、記載内容からみれば、それらは京進の前段階として一時的に地方官衙に宛てて送進された物資に付されていたものではなく、地方官衙段階を各々貢進の最終目的地として送られた際のものと考えられるようである。<sup>(57)</sup>

#### 4 おわりに

以上、小稿では地方出土の古代木簡について、史料学的視座から木簡そのものに関する諸問題についてごく簡単な整理と検討を試み、若干の見通しを述べてきた。結果的には木簡のごく表面上に現われた事象の検討に終始し、律令地方行政へ何らの提言めいたこともなし得ず、甚だ無味乾燥な内容のものとなってしまった。また何分にも資料的にまだ少ないものを扱っているわけで、今後の各地における発掘調査の進展に伴なう新たな木簡資料の出土により、小稿で示した理解の再検討を余儀なくされる可能性が多大であることは改めていうまでもないことである。そのような意味では上述してきたことは言わば単なる臆測にすぎない。序言でも述べたごとく現状で地方木簡を総括的に把握し理解するには未だ時期尚早であり、小稿は現段階においてそれらにみられる特徴を列記し、整理したにすぎないものである。しかしながら従来史料的利用の面でも史料学的にも宮都木簡に比して等閑視されている地方木簡に関しても、現状況下における一定の類型化を試み分類・整理してみると、「木簡の史料学」的見地から言ってあながち無意味とは言い切れないだろう。地方出土の木簡は上述してきたようにきわめて断片的なものであり、また顕著な特色のない遺跡・遺構から単発的に出土する場合が多く、いきおい1点の木簡に記された内容を素朴に遺跡全体像の解釈、性格決定の根拠にしがちである。性格が明らかにできない遺跡から出土した木簡の動きをあとづけたり機能を理解するのは困難であるが、木簡そのものの性格、機能を厳密に追及し解明することによって、遺跡自体の理解もある程度可能になる場合もある。そのような意味からも地方木簡の総体的な整理、機能把握は必要なことと考える。さらに重要なことは、すでに諸氏も指摘されるように記載内容のみならず形態・法量など形状面の“もの”的詳細な検討である。何度も繰り返すが木簡は出土遺物であるのだからその出土状況を検討するこ

とは勿論、考古学研究者がごく普通に土器・石器などを詳細に観察し紋様・調整・製作技法・胎土・材質を検討するのと同じく、木簡の用材・材の作成技法・整形の状況・形態・法量などについての検討をおろそかにすることはできまい。例えば現状で見えている墨書が一次的なものであるのかそれとも削り直した後に記された二次的なものであるのかによって記載内容の解釈も影響されようし、現状でみられる形状が二次的に改変をうけていて形状と内容が結びつかない場合もある。<sup>(59)</sup> また木簡の形状からその機能がはじめて理解できることもある。上記の検討はまず木簡の出土遺跡の調査担当者がなすべき課題であるが、史料的利用の際にもそれらの事項を徹底的に考慮に入れねば、後に立つ論の妥当性にも関わってこよう。このような意味でも木簡自体の基礎的な検討は必要なことと言えるだろう。

律令国家は行政の技術として文書を重要視し、これを高度に発達させて支配の手段とした。これが「律令制文書主義」であり、「律令制のもとでは、行政上のあらゆる命令および報告は文書を以て行なう」ことが原則とされた。<sup>(60)</sup> そしてこの「律令制文書主義」の一角で木簡はその役割を果していたのであり、恐らくは紙の文書の前段階に多種多様な木簡の使用があったとみられる。律令体制の末端であり、人民支配の最前線であつた地方官衙段階においては、平川南氏がいみじくも喝破されたる如く「木簡が果した役割は中央に比して大きく、複雑多岐であった」と考えられよう。<sup>(61)</sup> 周知のように何も文書主義は律令国家のみならずすべての官僚制的支配の面でみられるものであるが、「律令文書主義」の原則からみて、古代史料学の研究が律令制国家の解明にむけて重要な一翼を担っていることはすでに諸氏の業績によって明らかである。また近年では特に古代史料学は長足の進歩を途げつつあり、刮目に値する成果が次々と呈示されるに至っている。斯の如き現状にありながら小稿は度々「史料論」を標榜しながらも如上の観点や新しい研究成果、研究方法を充分にとり入れることなく、何ら新しい視点や重要な問題を提起するに至らなかつた。また雑駁な行論に終始し且つ不充分な内容のものとなってしまったが、大方の御叱正をお願いして今はひとまず擱筆することにしたい。

なお小稿は、1989年8月25日、第17回古代史サマーセミナー第1分科会において「木簡からみた地方行政」と題して行った報告を文章化したものである。小稿をまとめるにあたっては平川南先生から種々の貴重な御助言を賜わり、また先のセミナー報告に際しては佐々木虔一・篠川賢・吉井哲の三氏（順不同）をはじめ御参会の多くの方々に御高配、御教示を賜った。末尾ながら記して深甚なる謝意を表する。

## 註

- (1) 鈴木敏雄「三重県桑名郡多度村柚井貝塚考」（『考古学雑誌』18-10・11 1928）、島田貞彦「伊勢国桑名郡柚井貝塚について」（『考古学雑誌』22-10 1932）、鈴木敏雄「三重考古誌考 I 桑名郡多度町柚井貝塚誌考」全 1971、栄原永遠男「柚井遺跡出土の木簡」（『木簡研究』2 1980、同「柚井遺跡出土木簡の再検討」（『木簡研究』8 1986）など。
- (2) 近年の木簡研究の動向については、今泉隆雄「日本木簡研究の現状と課題」（『歴史学研究』483 1980）、同「木簡」（『季刊考古学』18 1987）、鬼頭清明「日本における木簡研究の現状と課題」（『歴史評論』389 1982）、同「木簡」 1989、などを参照。
- (3) 岸俊男「木簡研究の課題」（『第1回木簡研究集会記録』 1976）、同「木と紙——木簡研究の一齣」（『横田健一先生還暦記

念日本史論叢』1976)、坪井清足「木簡学の提唱」(『考古学論考』1982)など。

- (4) 私はこれまでかかる観点から主に宮都跡出土の木簡を素材としてささやかな検討を試みてきた。拙稿「貢進物付札をめぐる若干の問題」(『史友』19 1987)、同「平城宮・京跡出土の物品付札について」(『青山考古』5 1987)、同「参河国播豆郡貢進付札の再検討」(『史友』20 1988)、同「地獄の木簡」(『史友』21 1989)、同「付札状木製品について」(『居村「放生木簡」シンポジウムの記録』1989)など。
- (5) 地方木簡を概観した研究としては平川南「地方の木簡」(『木簡——古代からのメッセージ——』1990)がある。
- (6) 呪符木簡はのぞく。
- (7) 木簡の性格や用途・機能を考える際に、古代木簡の範疇においては時期差はあまり問題にならないと考え、今回はかかる視点をあえて考慮に入れず、8世紀から10世紀までの木簡をすべて同列に取り扱った。
- (8) 中近世を含む全木簡出土遺跡については寺崎保広「木簡出土遺跡一覧」および同「木簡出土遺跡報告書等目録」(ともに『木簡研究』10 1989)を参照。なお小稿ではそれ以降増加した資料もとりあげた。
- (9) もちろんすべての召喚状や請求文書木簡が宛所から差出にもどされているわけではない。当然、宛所で廃棄されたと考えられるものも存在する。
- (10) 木簡の分類方法については、奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』1 1969、弥永貞三「古代史料論——木簡」(『岩波講座日本歴史』25 1976)、岸俊男「木簡」(『日本古文書学講座』2 1978)、横田拓実・鬼頭清明「木簡」1978などを参照。
- (11) 出土総点数7479点と言っても、その中には下野国府跡出土の削屑約5000点、大宰府跡出土の削屑約900点なども含まれているので、実際、ある程度形状を保っているものは約1500点ほどと言えよう。なお、下野国府跡出土の木簡5161点のほとんどは削屑であるが、そのすべてが国府内における文書木簡の断片と考えられており、内容からみれば国府財政や国府機構、国と郡との関係、国府における政務と儀礼の実態を解明する上で重要な手掛りとなる稀有の史料群と言うことができるのだが、木簡そのものの用途や機能といった面からみるならば判明しないものがほとんどである。故に小稿では厳密に木簡の用途および機能が判明する17点のみをとりあげて検討の対象とした。さらに全国から出土した木簡のうち、ある程度解説は可能であるが内容は全く判別できないもの1872点も検討の対象たりえないから、それらも除外して、結局のところ464点ということになるのである。
- (12) 横田拓実「文書様木簡の諸問題」(『奈良国立文化財研究所研究論集』IV 1978)。
- (13) 公式令に定められた文書様式によって分類し、律令文書体系の中に木簡を位置づけた研究として早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』7 1985)がある。
- (14) 命令書ではあるが、上級官司側(文書発行側)では、被管の諸官司へ下稟したことの記録(出納記録)としての性格を有していたと考えられている(平川南「払田棚跡出土の新木簡について」『日本歴史』357 1978、のち同氏著『漆紙文書の研究』1989に「下稟日記」木簡と改題して再録)。
- (15) 平川南「山形県道伝遺跡の木簡」(『道伝遺跡発掘調査報告書』1984、のち同氏著『漆紙文書の研究』1989に「計収官物木簡」と改題して再録)。
- (16) 富永富士雄「居村跡と出土木簡」(『茅ヶ崎市史研究』13 1989)、大平聰「居村『放生』木簡と古代の放生」(『六浦文化研究』1 1989)、鈴木靖民「神奈川県内出土の木簡」(『木簡——古代からのメッセージ——』1990)など。
- (17) 召喚状木簡の用途と機能、召喚状における紙と木の関係については鬼頭清明「召文」についての二つの問題」(『信濃』38-9 1986)を参照。なお、同氏によれば、紙の正文と召喚すべき人物に届けられる「召文」木簡という紙・木の使いわけが考えられるという。
- (18) 早川庄八氏註(13)前掲論文。
- (19) 現在までそのように考える説が支配的であったが、この考え方に対してごく最近、平川南氏が否定的な見解を呈示されている(平川氏註(5)前掲論文)。
- (20) 早川庄八氏註(13)前掲論文。
- (21) 『平城宮木簡』1(解説)1969、所収56号木簡。
- 符三野部石嶋等 □ □  
・右為打 勅旨紙召宜知此状以  
莫為急遲符到奉行  
・大属錦部連真道
- (22) 上申文書の場合、木簡が宛所から再び差出にもどされ、差出で廃棄されることは考えられない。14・15号を上申文書と考れば当然その出土地である上田部遺跡が木簡の宛所であったということになる。なお平野邦雄「上田部遺跡出土の木簡」(『日本歴史』256 1969)を参照。
- (23) 官大寺などでそのような日常的な事務管理にあたった部署には「政所院」「大衆院」などがある(今泉隆雄「但馬国分寺木簡の諸問題」『但馬国分寺木簡』1981)。
- (24) 横田拓実氏註(12)前掲論文。
- (25) 菅田香融「出舉一天平から延喜まで」(同『日本古代財政史の研究』1981)。
- (26) 今泉隆雄氏註(23)前掲論文。
- (27) 平川南「下野国府跡出土の木簡について」(『下野国府跡』IV 1982、のち同氏著『漆紙文書の研究』1989に「返抄」木簡と改題して再録)、詳細は同論文によられたい。

- (28) 鬼頭清明「皇后宮職論」(『奈良国立文化財研究所研究論集』II 1974)。
- (29) 白河団が進上してきた射手の名前を、多賀城側で手控え的に記録した帳簿・記録類木簡とも考えられるが、事書きが記載してあることや、その事にあたった責任者とみられる火長の名が記されていることから、文書木簡で、且つ進上状にあたるものと考えた。
- (30) なお、本木簡を、書簡文の体裁をとる呪符木簡であるとする宮瀧交二氏の意見もあるが、一応ここでは個人宛の書簡文書木簡と考えておく(宮瀧交二「埼玉県行田市小敷田遺跡出土第二号木簡について」『古代史研究』4 1985)。
- (31) 川上貞雄・平川南・小林昌二「新潟県北蒲原郡笛神村発久遺跡出土の木簡について」(『新潟史学』24 1990)。
- (32) 『平城宮木簡』2 1975、所収1926号木簡。
- (33) なお、現状で読みとれる駅家名は、いずれも参河国内の駅家である。
- (34) 伊場遺跡を「敷智郡家」と考える説に立つ人々は、本木簡は過所符の案文であり、発給者である郡家に残されていたのだと考えている。一方「栗原駅家」説をとる人々は、過所符が何らかの理由で、出発地であった駅家で廃棄されたとみている(竹内理三氏編『伊場木簡の研究』1981)。
- (35) 東野治之「伊場遺跡出土巳亥年銘木簡と評の官制」(竹内理三氏編註30前掲書)。なお本木簡を過所ではなく、祭祀にともない馬を献上した際の奉獻文とする佐々木虔一氏の意見もある(同「伊場遺跡と馬—『馬主』木簡の意義」、竹内理三氏編註30前掲書)。
- (36) 本木簡については稻岡耕二「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」(『木簡研究』9 1987)に詳しい。
- (37) 裏面に記された人名が発給主体の担当責任者であるかもしれないが、その主体がいかなる性格の機関であったのか、それともこの木簡が出土した遺跡である寺院と考えてよいのか、明かでない部分が多い。
- (38) 加藤優「1982年出土の木簡—奈良・藤原宮跡」(『木簡研究』5 1983)、村井康彦「宮所荘の構造—宮都と国衙の間—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』8 1985)。
- (39) 井上薬師堂遺跡(福岡県・小郡市)からはもう1点、下記のような出拳にかかわる内容の帳簿・記録類木簡が出土しているが、曲物の側板に墨書きされている点に疑問がのこる。
- ・見上出拳千百七束  
 □二石六斗七升□  
 〔赤カ〕  
 •百九十四 上□義上五束  
 □石六斗  
 百十束七把 加義上五束 (111) × 43 × 4 065
- (40) 佐藤和彦「多賀城跡出土の歴名作成用木簡について」(『東北歴史資料館研究紀要』10 1984)。
- (41) 川上貞雄・平川南・小林昌二氏註30前掲論文。
- (42) 原秀三郎氏は、これを曆とみた場合、この1箇のみで完結したものではなく具注曆を構成する一片にすぎないことから、同様の木簡が数十枚何らかの形で編綴されるかあるいは函のようなものに収められたかして1つの具注曆を構成していたのではないかとと考えられた(同「静岡県城山遺跡出土の具注曆木簡について」『木簡研究』3 1981)。原氏が言われるように、本木簡が数十枚の木簡で構成される1年分の具注曆のうちの1枚であるとするならば、それは從来考えられていた日本に於ける木簡使用の概念に一石を投じるものとなる。すなわち、首尾一貫した内容をもつ記録や文書が規格性を有する複数の木簡によって構成されるという例はこれまでのわが国における木簡使用法に全くみられないものである。一方これに対し東野治之氏は、本木簡は完結した具注曆の一部を構成する部品といったようなものではなく、巻子の具注曆を一々播読する手間を省き、披見を容易ならしめるために当面必要な曆日を抄出したものと考えておられる(同「具注曆と木簡」同氏著『日本古代木簡の研究』1983)。
- (43) 書式は、漢字1字を記し、その下に注記らしきものがいくつか記されるという体裁をとっている。判読できない箇所が多いのであるが判明した部分を総合して林紀昭氏は、文字の下に記された注記が、①大字の同義語を記したもの(采二取、披二開)、②大字の和訓を示したもの(賛久・詮・阿佐ム・體ヅ・ク)に分けられ、本木簡が各文字の語義・発音を列記したものではないかと推察された(林紀昭・近藤滋「北大津遺跡出土の木簡」第3回木簡研究集会記録 1979)。本木簡の具体的な用途・機能は判明しがたい。林氏は何らかの原典に註釈を加えたものと考えておられるが、帳簿・記録類木簡に多くみられるような、段や行数を揃えて記すという方法がとられていないようであり、かなり自由な記し方をしているところからみて、手控え的に各文字の語義や訓を書き出したものと推測できないだろうか。なお、本木簡は、漢字の註釈、万葉仮名による字訓・助詞の利用、「ム」「ツ」などの略体仮名の使用など飛鳥時代後期の訓詁の実態を知ることができる貴重な史料として、国語史研究に種々の新たな問題を提起するものとして注目されている。
- (44) 東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」(『奈良国立文化財研究所研究論集』II 1974、のち同氏著『正倉院文書と木簡の研究』1977に再録)、山田英雄「平安時代の日記にみえる木簡」(『木簡研究』6 1984)、古瀬奈津子「日給簡について」(『歴博』29 1988)など。
- (45) 東野氏註40前掲論文。
- (46) 「倉札」については他に原秀三郎「倉札・札家考」(『木簡研究』8 1986)を参照。なおこの「倉札」の実例が門田条里遺跡出土の53号に他ならない。
- (47) ここであえて「公的」と言ったのは、帳簿・記録類木簡が日常的な記録を記したもので、それをもとに上級官司へ報告される紙の文書が作成されたという、木簡の補助的記録材との役割を強調する從来の通説に対する意味においてである。

(48) 近年、いわゆる「長屋王家木簡」(平城京左京3条2坊1・2・7・8坪出土木簡)の中に長大な木簡が存在していたことが判明した。1点は「以大命符……」にはじまる文書木簡(52cm)、もう1点はいわゆる「都祁冰室木簡」で都祁冰室における出納帳簿である(78cm)。この2点は確かに宮都出土の事例であり、長大木簡が何も地方出土事例のみに限定されるわけではないということになる。ただ、現在までの宮都跡出土木簡の膨大な出土例からみればむしろ例外と言った方がよいかもしれない。また「長屋王家」という中央官庁の正規の事務処理の場よりは1ランク下の段階の史料であり、その意味では地方出土木簡の事例に通ずるものがあろう。なお「長屋王家木簡」については奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』21 1989、同『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989、同『平城京長屋王邸宅と木簡』 1990などを参照。

(49) 京進された物資については国府段階と中央政府段階の二段階の勘査をうけた。すなわち国府では計帳をもとに貢進者単位のチェックが、中央政府では調庸帳をもとに国・郡単位のチェックがおこなわれたと考えられている(今泉隆雄「貢進物付札をめぐる諸問題」『奈良国立文化財研究所研究論文集』IV 1978)。なお近年、今津勝紀氏は貢進物付札の主たる機能を「天皇による貢納の視覚的確認」に対する表示にあるとし、検収の際に用いられたのではないとする考えを示された。この今津氏の意見は種々の点で注目すべきものであろうが、私にはやはり貢進物付札に検収の際に利用するという機能が存在していたと思われる。なお貢進物付札に関しては他に東野治之「古代税制と荷札木簡」(『ヒストリア』86 1980)、のち同氏著『日本古代木簡の研究』1983に再録)、館野和己「荷札木簡の一考察」(『奈良古代史論集』1 1985)などを参照。

(50) 拙稿「平城宮・京跡出土の物品付札について」(『青山考古』5 1987)。

(51) 大宰府跡不丁地区からは多数の付札が出土しているが、その多くは「郡名+物品名+数量」という書式をとるもので、貢進物付札とも物品付札とも判別つきにくい。倉住靖彦氏はそれらを府庫における物品の整理札と考えておられるが(九州歴史資料館『大宰府史跡昭和58年度発掘調査既報』1984、同『大宰府史昭和59年度発掘調査概報』1985、同『大宰府史跡出土木簡既報』2 1985)、そう判断してしまうにも若干疑問の余地がある。故に今回はそれらを検討の対象から除外しておくことにした。また神奈川県鎌倉市今小路西遺跡(相模国鎌倉郡家)から出土した次のような付札は、

・権五斗天平五年十月四日×

(266)×30× 6039

・郷長丸子□□

貢進地名がないところからみて、鎌倉郡下の某郷から同郡家へ貢進した際の貢進物付札とも、郡家で権を倉庫に収納する際に用いられた収納整理札(物品付札)とも考えられ(松尾光「鎌倉出土の木簡と古代の権」『学習院女子短期大学紀要』25 1987、鈴木靖民氏註(6)前掲論文など)性格を明確にしがたいのでこれも検討の対象から外した。

(52) 本遺跡が木簡にみられる出土地であるのである若狭国三方郡内に所在することから考えれば、宮都に貢進される荷に付ける付札が何らかの理由で使用されずに在地に残されたと考えるのが妥当であろう。ただ、本遺跡がこの貢進物付札の作成段階であるのかそれとも荷が京進される前に一度集積された段階であるのかは明らかでない。

(53) 平川南「陸奥・出羽官衙財政について—いわゆる「征夷」との関連を中心として—」(『歴史』48 1976)、平野邦雄「大宰府の徵税機構」(『律令国家と貴族社会』1969)、佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から—」(『奈良平安時代史論集』下 1979)ほか多数。

(54) 上述の他では能登国分寺跡出土の10号、神明原・元宮川遺跡出土の12号、佐堂遺跡出土の37号などに記された郷(里・五十戸)名も、それぞれ当該遺跡所在郡(評)管下のものである。

(55) なお宮久保遺跡出土の7号は、「鎌倉郷鎌倉里」とあるにもかかわらず出土地が隣郡である高座郡であることが問題となるが、これを国レベルへの貢進の際に単に郡名記載を省略しただけであるのか、それとも一旦鎌倉郡レベルへ貢進されたものが後に何らかの事情で隣郡へ移送されたものなのは現時点では判明しない(神奈川地域研究会『シンポジウム宮久保木簡と古代の相模』1984、松尾光「宮久保木簡をめぐる2、3の問題」(『大和市史研究』14 1988)、鈴木靖民氏註(6)前掲論文、など)。

(56) 今泉氏註(49)前掲論文。

(57) 勿論、地方出土の貢進物付札の記載内容にみられる特徴を、宮都へ送られた付札が勘査に際して果たした機能を根拠として説明しきれるとは考えていないが、地方の事例の場合、貢進物付札であるにもかかわらず肝腎の物品名の記載がないものが多くみられることや、郷名すらなく人名から書き出すものも存在していることからみて、地方官衙段階においては貢進者個人の名が勘査に際しての主眼的事項であったと考えざるを得ないだろう。なお以下の如き、人名のみ記す付札については貢進物付札とも物品付札ともとれると考え、今回はとりあげなかつたが、前記の推論を前提とするならば貢進物付札と考えることが可能であろう。

①伊場遺跡出土42号木簡

(123)×22× 6 019

若倭部廣万呂

②山垣遺跡出土12号木簡

226×25× 4 051

春マ久伎利

(58) 東野治之氏は、京進される物資の荷にはほとんどの場合複数の付札が付されていて、その中には検収の際に取り除かれる付札と最後まで残される付札があったと考えておられる(東野治之註(49)前掲論文)。私はこの東野氏の考えを妥当なものとみているが、これに敷衍するならば当然地方官衙段階における検収の際に取り除かれる札の存在が想定できる。だが地方出土貢進物付札の現時点における事例にはそのようなケースのものはないようである。

(59) 例えば兵庫県山垣遺跡出土の封緘用木簡(山垣遺跡出土20号木簡)は当初記載内容や形状からみても全く性格が判明せず、『特異な付札、ぐらに理解するしかなかったが、近年出土した「長屋王家」木簡の中に全く同様な形状で「封」の記載

- のある封緘用木簡が存在していたことから、そのように用途と機能を確定し得たのである（平川南氏註(5)前掲論文参照）
- (60) 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」（『日本古代史論集』下 1962）、同「前期難波宮と古代の官制」（『思想』703 1983、のち同氏著『日本古代官僚制の研究』1986に再録）、ほか早川氏の多くの論考を参照。
- (61) 平川氏註(5)前掲論文。
- (62) 早川庄八氏註(3)前掲論文、同『宣旨試論』1990、石上英一「日本古代史料学の方法試論」（『東洋文化研究所紀要』106 1988）、同『日本古代史料学の構築』（『第17回古代史サマーセミナー発表資料』1990）、大平聰「正倉院文書研究試論」（『日本史研究』318 1989）、平川南氏註(4)前掲書、今津勝紀氏註(4)前掲論文、山下有美「計会制度と律令文書行政」（『日本史研究』337 1990）ほか多数。

文獻一覽

35	櫻樹郷□頭守部□代糲一石□五百□	一八八×二〇×九・五	○三一	43	高田郡□□□	一七五×四〇×七	○三一
36	遠敷郡秦人足嶋庸米六斗	一六〇×三一×六	○五	44	×□子□一石	(一三一)×(一九)×六	○三九
37	□田五十戸奈×	一六〇×三一×六	○五一	45	・知佐□一石五□	一八二×二一×三	○三九
	鴨遺跡出土	佐堂遺跡出土	文献二八		・久須評大伴マ	高畠庵寺出土	文献二四
38	朝來郡伊由郷米五斗	(一〇八)×(二九)×四	○三九	46	・太丹□□□	(一八七)×(一八)×三	○三一
39	□□郷巳西マ乙万呂米五斗	(一八四)×(二九)×三	○三九		〔三カ具カ〕	一五六×二七×三	文献二一
40	二方郡温泉郷五戸私マ庭足四斗六升	一九五×二七×四	○三一	47	肥前國松浦郡神戸調簿鰯	(一八七)×(一八)×三	○八一
41	養父□万呂十一貫欠二二□	二六二×三五×五	○三三		・夜須郡吉壹張	一四四×二四×四	○三一
42	〔糞カ〕郡石禾カ□郷□方マ公稻積	以上但馬国分寺跡出土	文献二一		・調長大神マ道祖	(七〇)×(一四)×二	○八一
	白米					〔糞カ〕□□□	以上大宰府跡出土
	延暦十六年正月廿日					○八一	文献一二
	(二一六)×二四×三					○三九	文献二一
	袴狭遺跡出土					○三九	文献二一

17	乙未年月□×	(六三)×二五×二・五	○一九
18	乙未年入野里人君子部□×	(一六一)×二八×五	○一九
19	竹田□□□里□□	一七五×一六×三	○一
20	・鳥文戸主刑マ石×	(一七〇)×一五×六	○一九
21	□□□□マ龍万呂天平七 <small>〔年方〕</small>	一六三×一八×一	○五一
22	・若倭マ五百國布二 ・丈八尺縲	○一九	一三四×一九・三×三・五 以上伊場遺跡出土
23	赤坂 <small>〔戸カ〕</small> 主刑マ廣麻□□□	○五一	○八一 文献一八・一九
24	栗原若日下マ五百鴉	九一×二〇×三・五	○三一
25	□□郷戸主石マ×	二七四×(一〇)×二	(一〇)×二一×四
26	□上里戸主海部曾	(八五)×一五×六	○八一
27	栗原玉作マ真	(一〇五・五)×二九×三	○一九
28	小文郷□□□	一三四×一九・三×三・五 以上伊場遺跡出土	○八一 文献一八・一九
29	大郷 小長谷マ宮□	一六八×三二×三	○一一
30	久米郷□□□□□	一八五×一三×三	○一一
31	豊国郷戸主小長谷マ色万呂戸小長×	(一六一)×一七×三	○八一
32	狭束郷戸主文委マ麻×	一〇九×一八×三	○一九
33	□□五斗×	以上御殿二之宮遺跡出土	○三九 文献四二
34	櫻樹郷守部春□□□初一解	(九〇)×二六×三	○三九 文献四三
		勝川遺跡出土	
		一九八×二四×四	○三一



1

□田郡白木郷中臣秋<sup>モ</sup>×

貢進物付札

(九八) ×一六×六

〇五九

2 和我連□□進白五斗

一八五×一五×四  
以上胆沢城跡出土

○五一  
文献三六

114

四  
ツ

113

同部□□屋  
石部国□椋  
大□部足石椋  
敢石部角椋一

宗我部□棕一  
日下部□木棕二  
宗何部□棕一  
宗□□□□□棕

作 神人 木部 棕一

(一一六五)

—○—







里人赤加部十  
□白日(種カ)  
□稻(種カ)  
□人  
□□□之倍十  
□田□刀之本五

四四六×四五×七

井上薬師堂遺跡出土

○一一  
文献三三

(一八)×(三八)×七  
○八一  
文献九



84

丈(丈)  
丈部大麻呂  
年(升カ)  
日九左頬黑子  
陽日鄉川合里  
鳥(取丈部丈部)

鳥鳥鳥鳥鳥鳥取部丈部鳥

鳥

里人赤加部十  
山マ田母之本廿  
四四六×四五×七  
井上薬師堂遺跡出土

80

米一石  
三石  
加太里白米一石(米カ)  
白米半  
反俵廿一石米

四四六×四六×六

井上薬師堂遺跡出土

○八一  
文献三三

81

□□□  
□□□国□日符買(進カ)  
□□□

□六月廿三日符買進甲料皮

下野国府跡出土

○九一  
文献三

② 人事記録

82

×物部人長  
鳥□部□×

(一四一)×(一五)×九

○八一  
文献九

86

□人番長族  
物部□事百五十(真カ)

下旬一人番長火(長カ)

一四〇×三五×一五

多賀城跡出土

黑万呂姉占ママ用賣  
弟万呂母占ママ小□□□  
戸主同(族カ)  
□□□

○三二  
文献九

服部意美麻呂  
十月□  
□□□

月上□  
(旬カ)

多賀城跡出土  
一三九×三二×一三

○三三  
文献九

一三九×三二×一三  
多賀城跡出土  
○一五  
文献九

85



64 葛江里常 〔給力〕 在飯十一石此俵二斗 〔斗干飯定在六石六斗米飯□在一斗〕

飯數卅三石一斗四升 〔定廿五石一斗八石四升〕

五一六×五〇×九

吉田南遺跡出土

○六一  
文献二九

68 小□□□卅四□  
大和中□□卅二□  
〔母力〕  
(二二七)×二一×?  
○三九

鴨遺跡出土

○三九  
文献二八

65 鴨郡□郡□  
〔伴力〕  
□  
□  
×六日

□□□□大□郡□海□  
〔者力〕  
□□  
〔二力〕

×□長家三升又國足父

又小□母米二升又□

□安米一斗□家□智米一斗又林□  
(一八二)×四七×四

○一九  
文献二九

70 □□  
□八里升三□□□□

(一五八)×一九×六・五  
○三九  
西河原森ノ内遺跡出土  
文献二三

69 ×□□□  
×馬甘□六一□  
〔希力〕  
□□支□□二□  
□□□  
×□□羽止巳乃陝□□六一□  
〔希力〕  
□□□□□二布六□  
(六六五)×七〇×六  
○五九  
西河原森ノ内遺跡出土  
文献二三

○三九  
文献二八

○三九  
文献二八

66 (六カ)□火□万呂<sup>〔秋力〕</sup>カ六十□  
十月□□静万呂卅二□カ一□四□持□

□□□一□七□  
□卅七□四□□□八十七□  
(一六三)×三八×三  
○一九

文献二九

71 一升  
二日用米  
二日用米  
三日用□仕四  
工二人  
工二人  
□□廿石三斗  
(一四七)×(一七)×二  
○一九  
出土

○一九  
文献三〇

67 ×□□□七十七□  
□□□□□四□三□

(九一)×(二五)×三  
○一九  
吉田南遺跡出土  
文献二九

秦人マ新野百□□□本田五百代  
同里秦人マ志□十束  
〔津力〕

○一九

□□□正月十一日秦人マ新野□□□同マ小林廿束  
賀墓□垣百代  
秦人マ加□十五束  
伊干我郡鳩里秦人マ安古十一束  
竹田里春マ若万呂十束

敢  
倭マ一斤  
五百マ  
石道一斤  
呂  
又庸  
五戸  
宗宜マ

寺前田□□女稻百□  
惠好□□目湧女州□×

又庸	□	
知麻呂	■	(刻)
一斤		
麻呂	■	(刻)
一斤		
廣麻呂	—	(刻線)
一斤		
百百	—	
一斤		

■ 麻呂一斤 廣麻呂一斤  
□ □ 百百一斤  
■ 麻呂一斤 □ 麻呂一斤  
□ □

伊場遺跡出土

63号はあまりにも長大・膨大であるため省略する

マ金十八束同マ長女四束  
知万呂十束己

(一四四)×二一・七×三・五 ○一九  
伊場遺跡出土 文獻一八・一九

貞觀十五年九月十七日荔員百八十一份

十八日苑員二百冊五份  
十九日苑員二百五十一份  
五加支  
□ 丸南 右カ 二百三分  
廿八坪冊扮廿七坪冊八份  
卅三迫田百冊八份

卅三坪卅扮加広碓  
〔雄力〕  
惣合五百□□扮  
〔卅七力〕

四日十七坪五十扮  
五日庄前廿四坪  
二百十五扮七坪廿五  
庄田百五十坪  
廿四坪卅分

六日廿四坪百□十扮  
〔八カ〕  
□日坪□□  
〔分カ〕  
七坪廿□甘四坪百□□  
〔六十六カ〕  
〔七カ〕

鴨遺跡出土  
(六四) × 一三  
○二  
文献二八











〔文書木簡〕